京都市大規模小売店舗立地法運用要綱

（目的）

第1条　この要綱は、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法、大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則（以下「省令」という。）及び京都市大規模小売店舗立地法施行細則において使用する用語の例による。

2　この要綱において計画説明書とは、出店等計画説明書作成要領に規定する出店等計画説明書をいう。

（広域案件における協力の要請）

第3条　市長は、大規模小売店舗の敷地の境界から１キロメートルの範囲内に他の市町村の区域が含まれるときは、当該大規模小売店舗を新設しようとする者又は設置している者及び当該大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者に対し、その周辺の地域の生活環境を保持するため、当該市町村を包括する府県（以下「関係府県」という。）に協力するよう求めるものとする。

（計画説明書の作成）

第4条　市長は、必要があると認めるときは、法第５条第１項、第６条第２項及び附則第５条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者に対し、事前に計画説明書を提出するよう求めるものとする。

（届出等の公告）

第５条　法第５条第３項（法第６条第３項、第８条第８項及び第９条第５項において準用する場合を含む。）、第６条第６項、第８条第３項及び第６項並びに第９条第３項に規定する都道府県が適切と認める方法は、京都市公告式条例の定めるところによる。

（届出等の縦覧）

第6条　法第５条第３項（法第６条第３項、第８条第８項及び第９条第５項において準用する場合を含む。）並びに第８条第３項及び第６項の規定による縦覧をする場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）産業観光局地域企業振興室

（2）その他市長が適当と認める場所

（説明会の開催等）

第7条　市長は、必要があると認めるときは、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、法第7条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催の時間、回数及び場所、説明会の開催についての公告の方法、届出等の内容の説明方法等に関し、別表に掲げる基準に従い、助言するものとする。

（説明会開催不能の場合の助言）

第8条　市長は、必要があると認めるときは、法第7条第4項後段の規定による周知に関し、届出者に対して助言をするものとする。

（説明会等実施報告書の提出）

第9条　市長は、説明会開催者に対し、説明会の終了、省令第11条第2項の規定による掲示又は法第7条第4項後段の規定による周知の後速やかに、説明会等実施報告書（第1号様式）を提出するよう求めるものとする。

2　市長は、説明会開催者に対し、前項の説明会等実施報告書に当該説明会において参加者に配付した資料又は省令第11条第2項の規定による掲示若しくは法第7条第4項後段の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。

（意見書の説明）

第10条　市長は、必要があると認めるときは、法第8条第2項に規定する意見書を提出した者に対し、当該意見書の内容について説明を求めるものとする。

（本市の意見に対する変更届出等）

第11条　市長は、必要があると認めるときは、法第8条第7項の規定による変更に係る届出をしようとする者に対し、計画説明書（当該変更に係る部分に限る。）を提出するよう求めるものとする。

（勧告をしない旨の通知）

第12条　市長は、法第8条第7項の規定による変更に係る届出又は通知があった場合において、法第9条第1項の規定による勧告をしないときは、文書によりその旨を当該届出又は通知をした者に通知する。

（本市の勧告に対する変更届出等）

第13条　市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出をしようとする者に対し、計画説明書（当該変更に係る部分に限る。）を提出するよう求めるものとする。

2　市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を受けた者に対し、当該勧告の日から 60 日以内に同条第 4 項の規定による変更に係る届出をするよう求めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延期するものとする。

（本市の勧告を適正に反映している旨の通知）

第14条　市長は、法第 9 条第 4 項の規定による変更に係る届出があった場合において、当該届出の内容が同条第 1 項の規定による勧告に適切に従っていると認めるときは、文書によりその旨を当該届出をした者に通知する。

（公表）

第15条　市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告をした場合において、同条第 7 項の規定による公表をするときは、あらかじめ当該勧告に係る届出をした者の意見を聴取するものとする。ただし、当該届出をした者が正当な理由がなく意見の聴取に応じなかったとき、又は当該届出をした者の所在が不明であるときは、この限りでない。

2　前項の届出をした者は、同項の規定による意見の聴取を受けたときは、公表に関する意見書（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

3　市長は、第 1 項の公表を行ったときは、文書によりその旨を届出者に通知する。ただし、当該届出者の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

（報告）

第16条　大規模小売店舗を設置する者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者は、法第 14 条の規定による報告について市長が期限を付したときは、これを遵守するよう努めるものとする。

附　則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。